

土岐市と愛知大学との連携・協力に関する協定書

土岐市（以下「市」という。）と愛知大学（以下「大学」という。）との間において、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と大学が包括的な連携のもとに、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、大学における教育・研究及び地域社会の発展と優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 市と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に必要な支援と協力をを行う。

- (1) 地域の活性化に関すること。
- (2) 産業の振興に関すること。
- (3) 地域文化の振興に関すること。
- (4) 福祉の推進に関すること。
- (5) 教育及び人材育成に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（経費負担）

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、市と大学それぞれの予算措置、規程の範囲内で行うものとし、本協定により市と大学は相手方に対して新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

（地域連絡協議会の設置）

第4条 本協定にもとづく連携・協力の推進のため、地域連絡協議会を設置する。

2 地域連絡協議会の設置に関する要綱は、別に定める。

（守秘義務）

第5条 市と大学は、この協定に基づく連携・活動において、相手方より知り得た情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、市又は大学のいずれからも有効期間満了の日の2カ月前までに別段の申し出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及び成果の利用条件等必要な事項については、市と大学が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、市と大学署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

岐阜県土岐市

市長

加藤 靖也

愛知大学

学長

佐藤 元彦